

みやき町子ども 読書活動推進計画

～子どもの読む力を応援します～



みやき町立図書館キャラクター
読書みやっきー

令和7年4月1日

みやき町立図書館

みやき町子ども読書活動推進計画



◇はじめに

第1章 計画の概要・策定にあたって

- 1 背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の目標
- 5 計画の重点方針
- 6 計画の推進体制

第2章 読書活動の現状と課題

- 1 家庭・地域における現状と課題
- 2 幼稚園・保育園・子ども園における現状と課題
- 3 学校における現状と課題
- 4 図書館における現状と課題

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

- 1 家庭・地域における読書推進
- 2 乳幼児・就学前における読書推進（子育て福祉課）
- 3 学校における読書推進
- 4 図書館における読書推進
- 5 子ども読書活動推進のための広報・啓発

・資料 町立図書館の発達段階に応じた取り組み

子どもの読書活動の推進に関する法律

◇はじめに

子どもたちの成長には本との出会いは欠かせません。本町では子どもたちが自ら夢中で本のページを開き、心から感動したり笑ったりできる、心豊かで健やかな子どもの成長を願い、「みやき町子ども読書活動推進計画」をここに策定します。

情報化社会に生きる子供たちにとって、幼い頃から日常生活で映像を見るのは当たり前前の世の中となりました。もちろん映像文化の素晴らしい点もあります。しかし、子育ての場ではコミュニケーションを重視して、読み聞かせやお話を通して言葉で理解する力を育ててあげたいと願います。教育の現場ではICT教育や多様なメディアの活用もするけれど、本で調べたり1冊の本を読み通したり、本をもとに実体験をすることも大切な体験の一つです。読書とは「読みなさい」と言われて読むものではなく、本の良さに気づき自ら読みたいという意思を持ち読むものだと思います。幼い頃からの読書体験は子どもの発達に大きな影響力を与えることもわかっています。

しかしながら、本を読まない子どもたちは増えています。本離れ改善のため図書館は、今後、特に家庭での読書環境を整え、絵本を家族で読み合うなど読書の苦手な方々への働きかけ、また学校や地域と連携を強化し、読書環境の充実に向け中心的な役割を果たす必要があると考えます。私たち大人が子どもたちにどんな本と出合わせてあげられるのかも重要な役割です。

これからの時代、「ゲームもするけれど、読書もする」そんな子どもたちを見守っていけるよう、家庭や教育現場、図書館等の様々な団体が一体となり、施策の方向性と具体的な取り組みを支持していきます。



第1章 計画の概要・策定にあたって

1 背景と趣旨

国は「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」という基本理念のもと、平成12年を「子ども読書年」と定め、同年5月に「国際子ども図書館」を開館、翌年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布されました。これを受けて佐賀県は、平成16年7月に「佐賀県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

また、令和元年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」いわゆる読書バリアフリー法が公布され、翌年には読書バリアフリー基本計画も策定されました。

情報化の急速な発達のために情報を取り巻く環境が大きく変化しています。また、大人も子供も読書に親しむ機会が減少しつつある傾向にあります。

そのような中、本町でも「みやき町子ども読書活動推進計画」を策定し、人と人がつながり、地域で支え合いながら、子どもたちの更なる読書活動の推進のために様々な取り組みを行います。また、誰もが読書を楽しめる場所、障害の有無、年齢、国籍にかかわらず、多様な読書ニーズに応えられる図書館づくりを目指していきます。

2 計画の位置づけ

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく、市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として策定します。

令和5年策定の『第三次みやき町総合計画』の「基本目標2 楽しい子育て・あふれる人財のまち」における「施策分野(1)子育て、(2)教育」また「基本目標5 心豊かで多様性のあるまち」における「施策分野(2)生涯学習」での具体的な取り組みとして「子どもの読書活動の推進」を位置づけ、読書活動を推進します。

第1章 計画の概要・策定にあたって

3 計画の期間

令和7年度からおおむね5年間とします。なお、社会情勢やみやき町総合計画などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の目標

◇重点ポイント

子どもの発達段階に応じた取り組みを行い、読書習慣をつける

1冊の本を読み通す力を習得するにはある程度の「慣れ」が必要です。

読書をすることの楽しさや喜びを知り、読書に親しむ経験がいきます。幼少から読書をする時間を作り、日々読書に親しむことの積み重ねで、文章を読むのが容易になっていき、同時に読書をするのも楽しくなっていきます。

◇読書習慣をつけるためのポイント

- 読書環境を整える…家庭、学校など子どもを取りまく読書環境を整える
- 読書の幅を広げる…いろいろな本と出会い、興味・関心を持つ
- 読書で考える…感動したり、作品のテーマについて考えたり読書の充実感を得る
- 読書で人と関わる…学校など集団生活の中で読書のイベント等、読書活動を行う
- 読書に興味を持つ…大人が子どもの読んでいる本に興味を持つ

このように読書習慣を身につけるために家庭を中心に学校や地域で読書活動の重要性を踏まえ、子ども一人ひとりに本の楽しさを伝え、子どもの年齢、発達に応じた読書活動の推進に取り組みます。本町においても、子どもの読書活動の推進に関わる施策や事業を体系化し、子どもに関わる関係機関が協力しあうことで、読書習慣を身に付けることができる環境づくりを推進していくことをこの計画の目標とします。

第1章 計画の概要・策定にあたって

5 計画の重点方針

みやき町は、「生きる力を伸ばす教育の推進」のために、子どもたちの読書活動の推進に取り組みます。

- ① 家庭、地域、町内の幼稚園・保育園・認定こども園、町立小中学校、および町立図書館等と連携し、子どもたちが読書に親しむ機会を提供します。

関係機関が綿密に連携・協力し、様々な取り組みを推進します。

- ② 子どもが読書に親しみ、読書の喜びを感じるよう読書環境の整備と充実を提供します。

「いつきても読みたい本がある」を合言葉に、子どもの発達に応じた読書のきっかけづくり、読書の喜びを感じる読書活動を推進します。

- ③ 子どもの読書活動推進に対する理解と関心を深めるために、あらゆる情報を提供します。

子どもたちの個々の読書活動を推進するため、子ども、保護者、周囲の大人へ読書の重要性を情報共有します。共通理解のもと、読書活動を推進します。

6 計画の推進体制

家庭、地域、学校及び子どもの関係する様々な機関が町立図書館と連携し、子どもたちの読書環境を整えます。

そのためには県、その他市町村とも連携し、積極的に情報交換を行います。また、個々の読書活動の取り組みを効果的に進めるために、定期的に進捗状況の把握、現状の理解、点検に努めます。

第2章 読書活動の現状と課題

1 家庭・地域における現状と課題

① ボランティアとの連携協力

読み聞かせボランティアは、子どもと本をつなぐ役割において大変重要です。

平成14年から図書館は地域のボランティアさんと協力してお話会を開催してきました。しかし、地域や学校での本の読み聞かせ活動ボランティアは、高齢化もあり減少傾向にあります。一方で図書館でのお話会の参加者は年々増加しており、お話会をもっと開いて欲しいという声や、年齢別や季節のお話会を開催してほしいという要望があり、夜のお話会や赤ちゃんのお話会も図書館主催で開催を令和3年から始めました。

このように、ボランティアが減少するなか、参加者ニーズが多様化しているため、地域や学校で活躍するボランティアの確保育成は今後の大きな課題となっています。そのため、図書館内にボランティア募集のチラシや広報での積極的に呼びかけています。また、各地区のボランティアのネットワークをもっと活性化され、定期的な情報交換が行われるよう、講座などを行いボランティア団体を支援していく必要があります。

② 「うちどく」の支援

家庭での読書環境を整え、子どもの本離れを解決できないかと、専用のボックスごと家庭に貸し出し、リビング等に置き家庭での読書を家族で取り組んでもらおうと、令和3年から「おうち図書館事業」を町立図書館で始め、本の借り換え時、家族で図書館に来館していただき、大人の読む本も借りて一緒に読書の時間を確保する『うちどく』の支援を行っています。

ここ数年、家族で図書館を利用される方が増えました。コロナ禍の中、家の中で本を楽しんでもらおうと児童書に関しては、1人10冊の貸し出し冊数を無制限にしました。本が好きな方にとっては嬉しい取り組みとなりましたが、本が苦手でありあまり読まない層には、まだまだ周知が充分でないという現状があり、家族でまず図書館を知ってもらい、利用してもらえよう情報発信していくことが課題となっています。

第2章 読書活動の現状と課題

2 幼稚園・保育園・こども園における現状と課題

① 読書活動を取り入れた保育・教育の充実

この時期にたくさんの良い本と出合わせるために、各施設で図書館を見学したり、本を図書館で借りたり、集団での読み聞かせを行っています。園児にとって図書館を利用することは、小学校に入学する前に良い経験となり図書館が楽しい場所であると認識し、本を好きになることにつながっていきます。今後、図書館ともっと多くの施設が連携することで子供たちの本への興味関心が増えていくと考えます。

また、図書館では町内の施設に団体貸し出しを行っており、幼稚園・保育園での園児への読み聞かせなどで使う絵本や教育資料などの充実に努め今後も支援していきます。

② 保護者への周知・情報の発信

図書館が開催する子ども向けのイベントのチラシ等、園を通じて配布しています。保護者の方に幼少の頃から本に親しみ、本を通して子どもとコミュニケーションやふれあい遊びをすることの大切さを知ってもらうよう、今後も活発に情報発信を行っていきます。

3 学校における現状と課題

① 学校図書室の環境整備

調べ学習は学校で盛んに行われるのが理想ですが、高額なため資料の充実がまだまだ十分とはいえない状況です。本来ならば、各学校で必要に応じていつでも本が学校図書室で見れること、調べ学習の時、1人に1冊本があることが理想です。今後、各学校でも調べ学習の資料を充実させるとともに、読書が楽しいと思える明るい図書室づくり、子どもたちが本で調べる活動をもっと支援していきます。

第2章 読書活動の現状と課題

② 町立図書館との学校図書室の情報共有

本町では、町立図書館と学校図書室で年に2回、連携を深めるために協議会を行っています。

令和7年2月に行った学校図書室への聞き取りでの回答で、「令和6年度の1年間で一度も学校図書室を利用しなかった生徒」は、小学校で全体の1%、中学校では全体の9%でした。（不登校児童も含む）

また、令和6年度に対する児童・生徒一人当たりの購入冊数は、中学校で一人当たり約1.9冊、小学校では一人当たり約0.9冊でした。

学校図書室の情報を町立図書館も含め共有することで、各学校間の課題解決に向けて一緒に考えて改善に向けて努力していくことが重要です。

③ 司書の育成

学校図書司書は、子どもと本をつなぐために読み聞かせやブックトークなど本を紹介する技術も必要であるため、司書の人材育成教育はとても重要です。司書がスキルアップのための研修に参加することや、選書を年に1回購入に行くだけでなく、多くの本が次々に出版される現状のなか、新しい本を見る機会なども定期的に確保することが課題となっています。

④ よりよい「居場所」づくり

子どもたちが学校の図書室に「居場所」として行きたくなる、利用しやすい学校図書室づくりについて工夫をすることで、全く利用しなかった児童・生徒の減少に努めていく必要があります。

また、だれもがゆっくり休めるスペースの確保など、安心して過ごせる「居場所」を学校図書室のなかで確保することも検討課題の一つです。

⑤ 児童・生徒の読書活動の推進

本町の小学校では図書の時間が授業のなかで確保され、中学校では朝読など全員での読書活動が行われています。小学校では本を使った調べる学習も活発

第2章 読書活動の現状と課題

に行われている学校が多く、授業の中で楽しみながら読書活動が行われ読書推進に取り組んでいます。

一方、中学校では読書の時間が少なく、部活動なども忙しくなり、学校図書室の利用は少ない傾向にあります。特に思春期には読書が必要な時期であり、読書に興味をもつには「友人同士で行う活動」が最も効果的だとされているため、本で調べる学習や図書館まつりなどイベントを積極的に行い、各学校で特色を生かし工夫しながら、さらなる取り組みが必要とされています。

⑥ 家庭・地域への情報発信

学校では、図書だより、学校だより、ホームページ等で本の紹介、読書活動などの情報発信を積極的に行っています。また、町立図書館での読書イベントのチラシや図書館だよりも学校を通じて各家庭へ配布しています。

⑦ 地域・公共図書館との連携・協力

多くの学校で朝の時間に地域の読み聞かせボランティアを活用した読み聞かせを定期的に行っています。この活動により本を読むのが苦手な子どもでも、本に対する興味や関心が高まり、本を選ぶ世界が広がっています。

町立図書館からも学年文庫セットや、学校図書室に司書おすすめの新しい本を毎月配達してもらい学校図書室に配置し、新しい本に出会えるきっかけづくりを行っており、児童生徒の昼休みの利用や貸し出しが増えました。

「読書30選」という学校図書室と町立図書館との連携の取り組みを令和元年から開始しました。司書が協議会において選定したリストを参考に年齢に応じた読書ができます。また、教科書で習った単元により深みを持たせる内容の本も取り入れており、この取り組みで質の良い読書を啓発し、読了すると町立図書館から認定証と記念品を学校を通じて贈ります。学校で表彰してもらうことにより読書の良い思い出をつくることに繋がっています。

第2章 読書活動の現状と課題

⑧ 学校図書室の情報化

平成30年に図書システムの運用を開始しました。現在、各学校単位での運用になっているので、今後、学校間での情報共有ができると資料の有効活用も容易に行えるようになります。そのため、学校間のシステム共有についても検討を進めていく必要があります。

4 町立図書館における現状と課題

① 地域間の図書館への距離の差

本町では、校区間で図書館の利用登録者数に差があり、図書館から遠い校区ほど※図書館利用者登録者数が少ないという傾向が見受けられます。家庭での読書を推進するためにも、幼少の頃から家族で本に親しみ、図書館を利用して多くの本に出会い、読書の楽しさを知ることが重要です。

本町には現在3つの校区ごとの読書施設があります。

- ・ 中原地区（みやき町立図書館、蔵書数約7万冊）
- ・ 北茂安校区（こすもす館図書室、蔵書数約2万冊）
- ・ 三根校区（農村環境改善センター図書室、蔵書数約1万冊）

それぞれに規模も違い開館日数・開館時間も異なります。休日に関しては町立図書館のみの開館となります。特に、三根地区の方にとっては最寄りの図書館ではないということが、利用登録者数が少ないという現状に至っていると考えられます。なるべく図書館の地域差がなくなるよう一年を通して子ども向けイベントを開催し、家族連れで図書館を利用してもらえるように工夫しています。

今後、各校区の読書施設のサービス（蔵書、開館時間・日数）を充実させていくことも検討課題です。また、地域差がなくなるよう三根校区や北茂安校区には、家族での利用を勧め、図書館を知って利用してもらう周知がもっと必要です。

第2章 読書活動の現状と課題

参考：みやき町の校区ごとの※図書館利用者登録者数と人口におけるその割合

令和6年3月31日現在での人口数を参考にしています

	図書館利用登録者数（人）	人口（人）	登録率割合
中原校区	5,414	8,300	約 65%
北茂安校区	3,466	10,642	約 33%
三根校区	1,387	6,465	約 21%

② 図書資料の充実

「いつきても読みたい本がある図書館」を目標に、年齢ごとに本との出会いが実現する本棚を目指して資料を揃えています。児童書は幅広く、赤ちゃんから楽しめる絵本から、18歳くらいまでの高校生くらいまでの幅広い年齢層の資料の充実が必要です。子どもの成長とともに年齢に応じた読書支援ができるよう資料の充実に努めます。

③ 児童を専門とする図書司書の確保と専門性の向上

児童サービスに携わる図書司書は、豊富な知識と子どもへの理解も必要です。近年は児童書への関心が高まり、多くの出版や多様な図書の豊富な知識や技能を習得するために、研修会への積極的な参加が必須です。

また、児童書へのレファレンスも多く、司書の高い専門性も求められるようになってきています。児童担当図書司書の人材不足と育成は、今後の大きな課題となっています。

④ おはなし会・子どもと本をつなぐイベントの開催

現在、町立図書館では3つのおはなし会をそれぞれの校区で各校区のボランティアさんと協力しながら開催しています。町立図書館で第2・第4土曜日に行うおはなし会では、異年齢の子どもたちが参加するため、絵本の読み聞かせだけでなく、ワークショップも行い親子のきずなをより深める取り組

第2章 読書活動の現状と課題

みも行っています。

こすもす館図書室では毎月「あかちゃん向けのおはなし会」を開催しており、農村環境改善センター図書室では、未就学児童を対象にパペット人形劇なども行い、それぞれの地域で個性あふれるおはなし会を開催しています。

季節の特別なおはなし会として、「夏の夜のこわいおはなし会」、「冬のクリスマスおはなし会」を開催し、図書館閉館後のいつもと違う時間に開催することで多くの親子連れの参加が 있습니다。

このように、一年を通して子ども向けのイベントも開催し、本に親しめる読書スタンプラリーやクイズなど、図書館を利用するのが楽しいと思えるような取り組みを継続して開催しています。

しかしながら、ボランティアの不足と高齢化が進み、図書司書の負担と人財不足が大きくなってきています。

⑤ 家庭・地域への情報発信

町内の小中学校や、県立三養基高校への配達と※「**にくきゅう文庫**」を通しての交流事業、中原特別支援学校への本に親しむおはなし会の実施、各学校生徒の職場体験への受け入れ等、様々の機関への読書の支援を積極的に行っています。

また、「子どもの居場所」等への本の配達も行っており、今後も要望があれば子どもたちの読書環境の改善に努めていきます。

図書館のイベントの案内とっしょに、図書館だよりも年に2回配布を行い、家庭での読書の大切さを情報発信していきます。

※**にくきゅう文庫**…令和2年より若い世代の夢や学びを応援する目的で寄附を頂き、運営している本棚があります。学習の本を主に、中高生からのリクエストを多く取り入れています。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

1 家庭・地域における取り組み

	重点施策	具体的な取り組み
1	ブックスタート事業	保健センターで実施される4か月検診時に司書が「絵本と子育て」について説明をしてブックスタートセットを手渡します
2	赤ちゃんおはなし会や読み聞かせ会	各校区で赤ちゃんのための小さなおはなし会や読み聞かせ会を実施します
3	赤ちゃんパック絵本貸出	赤ちゃんパック絵本セットを年齢(0歳・1歳・2歳・3歳以上)ごとに楽しめる絵本を10冊セットにして貸し出します
4	おうちとしょかん事業	小学生以上のいるご家庭を対象に家族で図書館を利用し、家庭でも親子で楽しむ読書の時間をつくることを目的とし、読みたい本を木箱に入れて貸し出します

★今後の取り組み

保護者への情報発信を活発に行います。まずは保護者の方が「本を好きになる」「家庭で本に親しむ」「子どもの読む本に興味を持つ」この3つが大切です。

また、家庭での「読み聞かせ」は何歳になっても必要であり、保護者の都合で読み聞かせをやめたり、一人読みを促したりしないでほしいと願います。これらを伝えるために図書館だよりや、おはなし会、さまざまな機会に保護者に働きかけを行っていきます。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

2 乳幼児・就学前における取り組み（子育て福祉課）

※ブックスタート事業

すべての赤ちゃんが絵本を通して家族とふれあい、幸せを感じることを目的としてブックスタート事業を行っています。また、児童館では絵本を読むスペースをつくり、親子がふれあいながら読み聞かせを行うことで、心・体の発達、情緒の安定、言葉の発達を応援していきます。

今後も子どもの居場所など、さまざまな子どもや親子連れが利用する施設において、町立図書館と連携を深めながら読書環境の改善に努めます。

※ブックスタート あたたかい絵本のひとときをすべての赤ちゃんに届けるため、4か月の健診の時に、絵本をひらく楽しい体験と絵本をセットでプレゼントする活動です。赤ちゃんの幸せを願い、行政と住民が協働する自治体の事業として、全国で行われています。

3 学校における取り組み

年齢ごとの目標

- ★小学校…**低学年**では、いろいろな本に親しみ、読むだけでなく五感をつかって学び、自分の生活体験を大切にしながら本を心から楽しいと思える読書体験をする。
中学年では、少し長い本を読めるようになること、学校や家庭で読書の習慣をつけることで「読む力」をつける。
高学年では、よい本と出会う機会が特に重要な時期となるため、読み物を読む習慣をつくることで知識を増やし、関心を広げ、社会問題を考えたり長文を読む力をつける。
- ★中学校…友人の影響力が大きくなる時期でもあり、本について語り合う機会が大切です。共感したり感動したりできる本を読むことで、自分と照らし合わせながら自己の将来に読書を役立てようとする。
- ★高校…読書の種類、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ多様な読書ができるようになる。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

	重点施策	具体的な取り組み
1	学校図書室の充実	図書資料の充実、調べ学習資料の充実に努めます 明るく落ち着いた学校図書室の環境整備づくりに努めます 町立図書館と協働の取組を行うことで、さらに読書の興味や関心を深めます
2	読書指導の充実	一斉読書活動、読み聞かせ活動の充実に努めます 読書指導の計画的な取組を行います 図書室や図書資料を活用した授業を推進します 読書感想文や感想画などの取組を啓発します
3	読書活動ボランティアとの連携	図書館、読書ボランティアとのネットワークの構築を行い、地域人材活用を推進します 読書活動に関する啓発活動の支援します
4	施設見学	図書館を知るための図書館見学を実施します
5	職場体験	図書館への職業体験を実施します

★今後の取り組み

読書の時間の確保と本と出会う場所を大切にします。

読書習慣の形成のために、学校でも働きかけを行います。

子どもの視点に立った読書活動の推進を行います。

読書から広がる探究的な学習に取り組みます。

学校図書室を利用しない生徒を減らすために、働きかけを行います。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

4 図書館における取り組み		
	重点施策	具体的な取り組み
1	児童書の選定	乳幼児から※YAまで幅広い本の選定・収集や良書だけでなく子どものリクエストも多く取り入れます
2	読書30選	町内学校（小・中・高校）との連携した取り組み おすすめの30冊を読了すると学校を通じて認定証と副賞を学校を通じてプレゼントします
3	おはなし会	ボランティア団体と協働の読み聞かせを各校区で趣旨の違ったおはなし会を開催します ・中原 ひだまりおはなし会 ・北茂安 赤ちゃんのための小さなおはなし会 IPPO ・三根 未就園児のおはなし会 UP ・こわいおはなし会（夏8月） ・クリスマスおはなし会（冬12月）
4	ハンディキャップのある子どもの読書活動支援	特別支援学校など依頼があった場合に特別なおはなし会の開催、図書館見学、職場体験の受け入れを随時行い、バリアフリー絵本などを収集して子どもの年齢や障害に対応したサービスを向上させます ※「おちつきの間」の活用でより充実した読書時間を提供します
5	図書館見学受入	保育園、幼稚園、小学校からの図書館見学を積極的に受け入れ（司書の出張可）図書館が楽しい場所だと感じてもらいます
6	職場体験受入	司書資格取得希望の大学生、中高生、特別支援学校生などの職場体験で司書の仕事を通じて図書館への理解を深めてもらいます

7	学校、施設への 団体貸出、サポート	忙しく図書館に行けない中高生に学校の図書室を通じて図書館の本を毎月配達、貸し出します 子どもの利用する施設に毎月配達、貸し出します 毎月希望する小学校への学級文庫として、児童書や授業で使う調べ学習資料を貸し出しすると共に、自館の資料だけで足りない時は県内図書館から※相互貸借して、配達します
8	子ども向けイベントの開催	春と秋の読書週間イベント、夏の子ども図書館イベントを開催し、学校を通じてポスターやチラシを配布して広報します 読書スタンプラリーや図書館クイズなど子ども向けのイベントを期間中開催し楽しい読書活動を啓発します
9	テーマ展示	毎月季節におけるコーナーやテーマを変え、おすすめの本を企画展示して読書への関心を高めます
10	学校図書室との連携・支援	町内図書館協議会を年に2回開催し、学校司書と町立図書館の情報共有の場とします
11	YA 向け資料の収集と学習支援	企業の寄附で創設した「にくきゅう文庫」のYA向け（参考書など）の学習支援のための資料を多く収集して高校生の学習に役立ててもらおうと共に、図書館内に学習スペースをつくり学習支援を行います また、中高校生からのリクエストはできる限り応えるよう努めます
12	三養基高校生との交流	にくきゅう文庫創設時から三養基高校の教員や生徒からのリクエストを盛り込んだ本の購入をきっかけに始まった、高校生から図書館への手作りPOPなどのプレゼント受け取りや、お話し会での高校生読み聞かせボランティア受け入れなど、地域の方々と高校生との交流を深めるための意見交換を引き続き行います また、高校へ定期的に訪問を行い、高校では購入できなかった本の購入や相互貸借など、連携協力体制の強化を図ります
13	ボランティア向けの講習会	各校区で活躍するボランティア育成のため、外部講師による読み聞かせに関する研修会を開催します

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

※YA…ヤングアダルトの略、小学校高学年から高校生くらいまでが対象。（10歳から18歳くらいまでの年齢）

※相互貸借…自館にない資料を県内図書館から借りて自館の資料として再手続を行い自館の資料として貸し出すサービスです。

★今後の取り組み

バリアフリーな図書館を目指して、資料の更なる充実と啓発のためのおすすめの本のリストなどの作成を行い「だれもが楽しめる読書」を普及していきます。また、「※おちつきの間」に「※りんごの棚」を作り、誰もが読書の喜びを感じる積極的な取り組みを推進します。

現在行っている取り組みを継続しながら、様々な関係機関と情報を共有し、更なる児童サービスへの向上、普及と啓発に努めます。

日本語を母国語としない子どもへの支援、外国の本のコーナーの設置をします。すべての子どもたちが読書の恩恵を受けられるように、読むことの壁を少なくし、読みたい本の選択肢が広がるよう努めます。

※おちつきの間…令和6年9月からバリアフリーな読書の場を提供するため開設した多機能なスペースで、誰もが様々な目的で使うことができ、拡大読書器やルーペ、点字図書、ゲームなどを設置しています。また赤ちゃんのおむつ替えとして利用もでき、心を落ち着かせるセンサリールームとしても利用できます。

※りんごの棚…スウェーデン発祥の「特別なニーズのある子どもたちのための資料を展示した棚」のこと。すべての子どもに読書の楽しさを知ってもらうことが目的で、世界各地に広がっています。

おちつきの間



赤ちゃんパックえほんセット



第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

5 子ども読書活動推進のための広報・啓発

	重点施策	具体的な取り組み
1	図書館、学校、幼保育園、との連携・協力	読書に関する講演会等の研修 図書館と町内の学校（特別支援学校、高校を含む）との情報交換や連携の取り組み 図書館と学校図書室の連携協議 子ども団体施設等への本の貸し出し、利用促進の広報
2	子どもと本を繋ぐ活動を支える人材の育成	読み聞かせグループの方向けの校区ごとの研修 公共図書館司書のレベルアップのための研修 校区ごとの読み聞かせ団体への本の貸し出し 各校区のお話会ボランティア団体と町立図書館司書の交流、意見交換等
3	県立図書館、近隣市町図書館との連携・協力	読み聞かせノート、読書ノートの活用 読書支援や調べ学習図書の設定貸し出しの活用

ひだまりおはなし会



赤ちゃんのおはなし会 IPPO



未就学児おはなし会 UP



ブックスタートセット



おうちとしょかん



子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年 法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施される

よう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



みやき町子ども読書活動推進計画

発行年月 令和 7年 4月 1日
発行 みやき町立図書館
住所 〒849-0102 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 1043 番地
電話番号 0942-94-4511
FAX 番号 0942-94-4851
メール miyaki-lib@town.miyaki.lg.jp
URL <https://lib.town.miyaki.lg.jp>
QRコードからもホームページにいけます

